

女性に対する暴力対策の推進

**令和7年11月12日（水）～11月25日（火）は
「女性に対する暴力をなくす運動」週間です！**

〈人身安全・少年課〉

女性に対する暴力をなくす運動は、毎年11月12日から同月25日までの2週間、全国一斉に実施されます。

配偶者等からの暴力（DV）、ストーカー行為、性犯罪、売春等の女性に対する暴力の問題への取組を一層強化する週間です。

1 現状

～ DV・ストーカー事案等の認知件数は高水準で推移！～

令和6年中、全国警察において認知したDV事案の認知件数は過去最多を記録し、ストーカー事案の認知件数については、平成30年から減少傾向にあります。依然として高い水準で推移しています。また、ストーカー規制法に基づく禁止命令等は、平成29年以降急増し、令和6年中は法施行後、過去最多を記録しています。

DV事案、ストーカー事案を始めとする女性に対する暴力は、決して許されないと認識を皆さんで持つことが必要です。

2 DVについて

～ 潜在化しやすい家庭内暴力 ～

DVは、配偶者間だけではなく、内縁関係等の事実上の婚姻関係にある者同士や、生活の本拠を共にする交際相手（同棲関係等）からの暴力も含まれます。

暴力には、

- ・ 殴る、蹴るなどの身体的暴力
- ・ 無視や暴言を吐くなどの精神的暴力
- ・ 性行為を強要する性的暴力
- ・ 生活費を渡さないなどの経済的暴力

など様々な形態があります。

DVは、ほとんどが家庭内で行われるため、潜在化しやすい特徴があり、また、被害者の身体だけではなく、精神的にも深刻な影響を与えます。

さらには、暴力を見て育つ子供にも悪い影響を与えるといわれています。

3 ストーカーについて

～ 凶悪事件に発展するおそれがあります！ ～

全国では、悪質なつきまとい行為や連続電話・メール等のストーカー行為がエスカレートして、殺人等の凶悪事件に発展する事件が発生しています。

ストーカー行為者は、強い執着心や支配欲を持っています。

被害に遭っている本人だけでなく、親族等にも被害が及ぶケースもあります。

4 DV・ストーカー等への対策

～ 一人で悩まず、まずは相談しましょう！ ～

早めに、専門機関・警察に相談しましょう。

警察では、加害者へ指導したり、加害者を検挙したりして、被害者を保護するための措置を講じています。

あなた自身やあなたの親族等を守るために

- ・加害者が知らない場所への一時避難
- ・避難先を知られないための住民基本台帳閲覧制限の申出
- ・防犯ブザーや携帯電話の常時携帯

などの防衛策を行うとともに、一人で悩まず、警察や配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関に相談してください。

◎ DV相談受付窓口

○ 配偶者暴力相談支援センター

- ・佐賀県女性相談支援センター

0952(26)1212

- ・佐賀県立男女共同参画センター「アバンセ」

0952(26)0018

○ 佐賀県警察本部・各警察署・交番・駐在所

